生産情報公表牛肉の生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表 〇生産情報公表牛肉の生産行程についての検査方法(平成15年10月31日農林水産省告示第1798号)

(下線部分は改正部分)

改 īE. 後 改 īE. 前 (適用の範囲) (適用の範囲) 第1条 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第2項の規 第1条 この検査方法は、農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)第14条第2項 定による認証を受けた生産行程管理者及び同法第30条第2項の規定による認証を受けた外国生産行 の規定による認定を受けた生産行程管理者及び同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた外 程管理者(以下「認証生産行程管理者等」という。)が行う生産情報公表牛肉の生産行程について 国生産行程管理者(以下「認定生産行程管理者等」という。)が行う生産情報公表牛肉の生産行程 の検査に適用する。 についての検査に適用する。 (生産行程についての検査) (生産行程についての検査) 第2条 生産情報公表牛肉の生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が牛の個体識別 第2条 生産情報公表牛肉の生産行程についての検査は、当該認定生産行程管理者等が牛の個体識別 番号等(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第 番号等(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第 2条に規定する個体識別番号又は生産情報公表牛肉の日本農林規格(平成15年10月31日農林水産省 2条に規定する個体識別番号又は生産情報公表牛肉の日本農林規格(平成15年10月31日農林水産省 告示第1794号)第6条に規定する個体識別情報をいう。以下同じ。)ごとに、次に掲げるところに 告示第1794号)第6条に規定する個体識別情報をいう。以下同じ。)ごとに、次に掲げるところに より行うものとする。 より行うものとする。 一~三 (略) 一 当該牛の個体識別番号等ごとの牛産行程の管理記録(「出牛の年月日」、「雌雄の別」、「管 理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日」、「牛の飼養のための施 設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日」、「とさつの年月日」、「牛の種別」 」、「と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地」 、「管理者が給餌した飼料の名称」、並びに「管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び 名称」についての記録をいう。以下同じ。)の作成及び保管が適正であることの確認 二 当該生産行程の管理記録が当該牛の個体識別番号等に係るものであることの確認 三 当該牛の個体識別番号等に係る牛産の方法が牛産情報公表牛肉の日本農林規格(平成15年10月 31日農林水産省告示第1794号) 第3条及び第5条に規定する生産の方法についての基準に適合す るか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認 四 当該生産行程の管理記録が認証生産行程管理者等に正確に伝達されていることの確認 四 当該生産行程の管理記録が認定生産行程管理者等に正確に伝達されていることの確認

生産情報公表豚肉の生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表 〇生産情報公表豚肉の生産行程についての検査方法(平成16年6月25日農林水産省告示第1223号)

(下線部分は改正部分)

| 改 正 後   | 改正前  |
|---|--|
| (適用の範囲) 第1条 この検査方法は、 <u>日本農林規格等に関する法律</u> (昭和25年法律第175号) <u>第10条第2項</u> の規定による <u>認証</u> を受けた生産行程管理者及び同法 <u>第30条第2項</u> の規定による <u>認証</u> を受けた外国生産行程管理者等」という。)が行う生産情報公表豚肉の生産行程についての検査に適用する。 (生産行程についての検査) 第2条 生産情報公表豚肉の生産行程についての検査は、当該 <u>認証生産行程管理者等</u> が豚の個体識別番号等(生産情報公表豚肉の日本農林規格(平成16年6月25日農林水産省告示第1219号。以下「日本農林規格」という。)第2条に規定する個体識別番号又は豚群識別番号をいう。以下同じ。)ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。 ー〜三 (略) | (適用の範囲) 第1条 この検査方法は、農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)第14条第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者及び同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた外国生産行程管理者(以下「認定生産行程管理者等」という。)が行う生産情報公表豚肉の生産行程についての検査に適用する。 (生産行程についての検査) 第2条 生産情報公表豚肉の生産行程についての検査は、当該認定生産行程管理者等が豚の個体識別番号等(生産情報公表豚肉の日本農林規格(平成16年6月25日農林水産省告示第1219号。以下「日本農林規格」という。)第2条に規定する個体識別番号又は豚群識別番号をいう。以下同じ。)ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。  一 当該豚の個体識別番号等ごとの生産行程の管理記録(「出生の年月日」、「管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日」、「豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日」、「とさつの年月日」、「と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地」、「管理者が給餌した飼料の名称」、並びに「管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称」についての記録をいう。 |
| 四 当該生産行程の管理記録が <u>認証生産行程管理者等</u> に正確に伝達されていることの確認   | 以下同じ。)の作成及び保管が適正であることの確認  二 当該生産行程の管理記録が当該豚の個体識別番号等に係るものであることの確認  三 当該豚の個体識別番号等に係る生産の方法が日本農林規格第3条に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認  四 当該生産行程の管理記録が <u>認定生産行程管理者等</u> に正確に伝達されていることの確認  |

生産情報公表農産物の生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表 ○生産情報公表農産物の生産行程についての検査方法(平成17年7月29日農林水産省告示第1260号)

(下線部分は改正部分) 改 īE. 後 īĒ. 前 (適用の範囲) (適用の範囲) 第1条 この検査方法は、認証生産行程管理者(日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175 第1条 この検査方法は、認定生産行程管理者(農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第 号) 第10条第2項又は同法第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者又は外国生産行 175号) 第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者又は外 程管理者をいう。以下同じ。)が行う生産情報公表農産物の生産行程についての検査に適用する。 国生産行程管理者をいう。以下同じ。) が行う生産情報公表農産物の生産行程についての検査に適 用する。 (生産行程についての検査) (生産行程についての検査) 第2条 生産情報公表農産物の日本農林規格(平成17年6月30日農林水産省告示第1163号。以下「日 第2条 生産情報公表農産物の日本農林規格(平成17年6月30日農林水産省告示第1163号。以下「日 本農林規格」という。)第2条に規定する生産情報(以下「生産情報」という。)を公表する生産 情報公表農産物の生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者が農産物の日本農林規格第 2条に規定する農産物識別番号(以下「農産物識別番号」という。)ごとに、次に掲げるところに より行うものとする。 より行うものとする。 一~三 (略) 一 当該農産物の農産物識別番号ごとの生産行程の管理記録(生産情報についての記録をいう。以 下同じ。) の作成及び保管が適正であることの確認 二 当該生産行程の管理記録が当該農産物の農産物識別番号に係るものであることの確認 三 当該農産物について公表されている事項が事実に即したものであるか否かについての当該生産 行程の管理記録の調査による確認 四 当該生産行程の管理記録が当該認証生産行程管理者に正確に伝達されていることの確認 四 当該生産行程の管理記録が当該認定生産行程管理者に正確に伝達されていることの確認 第3条 生産情報及び日本農林規格第5条第1項第1号の規定により計算された化学合成農薬削減割 第3条 生産情報及び日本農林規格第5条第1項第1号の規定により計算された化学合成農薬削減割 合(以下単に「化学合成農薬削減割合」という。)を公表する生産情報公表農産物の生産行程につ

いての検査は、当該認証生産行程管理者が農産物の農産物識別番号ごとに、前条に掲げるところに よるほか、次に掲げるところにより行うものとする。

一~ = (略)

四 当該化学合成農薬削減割合に関する記録が当該認証生産行程管理者に正確に伝達されているこ との確認

- 本農林規格」という。)第2条に規定する生産情報(以下「生産情報」という。)を公表する生産 情報公表農産物の生産行程についての検査は、当該認定生産行程管理者が農産物の日本農林規格第 2条に規定する農産物識別番号(以下「農産物識別番号」という。)ごとに、次に掲げるところに

- 合(以下単に「化学合成農薬削減割合」という。)を公表する生産情報公表農産物の生産行程につ いての検査は、当該認定生産行程管理者が農産物の農産物識別番号ごとに、前条に掲げるところに よるほか、次に掲げるところにより行うものとする。
- 一 当該農産物の農産物識別番号ごとの化学合成農薬削減割合に関する記録(「化学合成農薬削減 割合 | 、「平均使用回数(日本農林規格第5条第1項第1号に規定する平均使用回数をいう。第 三号において同じ。) | 及び「地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。以下同じ。) の名称 (日本農林規格第5条第2項に規定する地方公共団体の名称をいう。以下この項において同じ。
- )」についての記録をいう。以下同じ。)の作成及び保管が適正であることの確認
- 二 当該化学合成農薬削減割合に関する記録が当該農産物の農産物識別番号に係るものであること の確認
- 三 当該農産物について公表されている化学合成農薬削減割合、平均使用回数及び地方公共団体の 名称が事実に即したものであるか否かについての当該化学合成農薬削減割合に関する記録の調査 による確認
- 四 当該化学合成農薬削減割合に関する記録が当該認定生産行程管理者に正確に伝達されているこ との確認

2 生産情報及び日本農林規格第5条第1項第2号の規定により計算された化学肥料削減割合(以下 | 2 生産情報及び日本農林規格第5条第1項第2号の規定により計算された化学肥料削減割合(以下 単に「化学肥料削減割合」という。) を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は 、当該認証生産行程管理者が農産物の農産物識別番号ごとに、前条に掲げるところによるほか、次 に掲げるところにより行うものとする。

一~三 (略)

四 当該化学肥料削減割合に関する記録が当該認証生産行程管理者に正確に伝達されていることの 確認

- 単に「化学肥料削減割合」という。)を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は 、当該認定生産行程管理者が農産物の農産物識別番号ごとに、前条に掲げるところによるほか、次 に掲げるところにより行うものとする。
- 一 当該農産物の農産物識別番号ごとの化学肥料削減割合に関する記録(「化学肥料削減割合」、 「現に施用した化学肥料の窒素成分量」、「平均窒素成分量(日本農林規格第5条第1項第2号 に規定する平均窒素成分量をいう。第三号において同じ。)」及び「地方公共団体の名称(日本 農林規格第5条第3項に規定する地方公共団体の名称をいう。以下同じ。)」についての記録を いう。以下同じ。)の作成及び保管が適正であることの確認
- 二 当該化学肥料削減割合に関する記録が当該農産物の農産物識別番号に係るものであることの確
- 三 当該農産物について公表されている化学肥料削減割合、現に施用した化学肥料の窒素成分量、 平均窒素成分量及び地方公共団体の名称が事実に即したものであるか否かについての当該化学肥 料削減割合に関する記録の調査による確認
- 四 当該化学肥料削減割合に関する記録が当該認定生産行程管理者に正確に伝達されていることの 確認

生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表 〇生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査方法(平成20年3月21日農林水産省告示第419号)

(下線部分は改正部分)

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| (適用の範囲)<br>第1条 この検査方法は、 <u>認証生産行程管理者(日本農林規格等に関する法律</u> (昭和25年法律第175<br>号) <u>第10条第2項</u> 又は <u>第30条第2項</u> の規定による <u>認証</u> を受けた生産行程管理者又は外国生産行程管理者をいう。次条において同じ。)が行う生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査に適用する。  | (適用の範囲)<br>第1条 この検査方法は、 <u>認定生産行程管理者</u> ( <u>農林物資の規格化等に関する法律</u> (昭和25年法律第<br>175号) <u>第14条第2項</u> 又は <u>第19条の3第2項</u> の規定による <u>認定</u> を受けた生産行程管理者又は外国生<br>産行程管理者をいう。次条において同じ。)が行う生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査<br>に適用する。  |
| (生産行程についての検査)<br>第2条 生産情報公表養殖魚の日本農林規格(平成20年3月21日農林水産省告示第416号。以下この<br>条において「日本農林規格」という。)第2条に規定する生産情報(第1号において単に「生産情<br>報」という。)を公表する生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者<br>が養殖魚の日本農林規格第2条に規定する識別番号(以下この条において単に「識別番号」という<br>。)ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。<br>一~三 (略) | (生産行程についての検査) 第2条 生産情報公表養殖魚の日本農林規格(平成20年3月21日農林水産省告示第416号。以下この条において「日本農林規格」という。)第2条に規定する生産情報(第1号において単に「生産情報」という。)を公表する生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査は、認定生産行程管理者が養殖魚の日本農林規格第2条に規定する識別番号(以下この条において単に「識別番号」という。)ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。  一 養殖魚の識別番号ごとの生産行程の管理記録(生産情報についての記録をいう。以下この条において同じ。)の作成及び保管が適正であることの確認  二 当該生産行程の管理記録が当該養殖魚の識別番号に係るものであることの確認  三 当該養殖魚について公表されている事項が事実に即したものであるか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認 |
| 四 当該生産行程の管理記録が当該認証生産行程管理者に正確に伝達されていることの確認   | 四 当該生産行程の管理記録が当該認定生産行程管理者に正確に伝達されていることの確認  |